

○ 犯罪捜査規範の一部を改正する規則新旧対照条文  
 ○ 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（取調べにおける留意事項）                  第二百六十七条（略）</p> <p>2  取調べを行うに当たっては、事前に相手方の年齢、性別、境遇、性格等を把握するように努めなければならない。</p> <p>3  （略）</p> <p>4  （略）</p> <p>5  警察官は、常に相手方の特性に応じた取調べ方法の習得に努め、取調べに当たっては、その者の特性に応じた方法を用いるようにしなければならない。</p> <p>2  第二百七十三条（略）</p> <p>（裏付け捜査及び供述の吟味の必要）</p> <p>2  被疑者の供述については、事前に収集した証拠及び前項の規定により収集した証拠を踏まえ、客観的事実と符合するかどうか、合理的であるかどうか等について十分に検討し、その真実性について判断しなければならない。</p>	<p>（取調べにおける留意事項）                  第二百六十七条（略）</p> <p>3  2  （略）</p> <p>（裏付け捜査の必要）                  第二百七十三条（略）</p>